

税のお知らせ

12月の納税等

固定資産税／第3期
国民健康保険税／第6期
後期高齢者医療保険料／第6期
保育料／12月分
納期限／12月25日(木)

納期限内の納付にご協力ください。
納付書にe-L・QRが印字されている場合は、スマホ決済アプリや地方税お支払いサイト(クレジツト納付)を利用して納付が可能です。また、e-L・QRに対応した全国の金融機関で納付が可能です。
納付には口座振替も利用できます。

土地・家屋の異動届けをお忘れなく

固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に課税されます。本年中に土地の現況地目が変わったり、家屋が取り壊された場合には**早急に届出をお願いします**。届出がないと、変更となっていることや取り壊されていることがわからず、翌年度以降も変更・滅失前そのまま課税されることがありますので、

ご注意ください。

●登記のある固定資産の所有者変更や取り壊し

◎土地の所有者変更や分筆等した場合
移転登記をしてください。

◎登記をしている家屋の所有者変更や取り壊しをした場合
移転または滅失登記をしてください。

◎法人登記の所在地を変更した場合
法人登記を変更しても、固定資産税の所在地は変更されませんので、不動産登記の所在地も変更してください。

●問合せ先
津島法務局
☎2612423

●登記をしていない家屋の所有者変更や取り壊し

◎所有者を変更した場合
「未登記家屋所有者変更申請書」を提出してください。

●必要書類
①未登記家屋所有者変更申請書(税務課窓口または村公式ホームページ↓暮らし↓税金↓固定資産税にて入手できます。)

②売買契約書または遺産分割協議書の写し

③関係者全員の印鑑証明書の写し

◎取り壊しをした場合
「建物滅失届」を提出してください。

●必要書類
①建物滅失届(税務課窓口または村公式ホームページ↓暮らし↓税金↓固定資産税にて入手できます。)

②解体業者の取り壊し証明書
④建物が存在したことが分かる写真および建物が滅失したことが分かる写真

津島税務署からのお知らせ

令和8年1月5日(月)から令和8年2月13日(金)までの間、税務署での申告相談の受付は、事前予約により行っており、当日の受付枠はありませんので、ご理解、ご協力をお願いします。

なお、事前予約の方法は、オンラインと電話が基本となります。オンライン事前予約は、LINEアプリで予約を行うことができ、事前に国税庁LINE公式アカウントを友だち追加していただく

令和7年12月下旬以降、順次予約が可能となります。

おって、税務署での申告手続は、原則として、ご自身でスマホとマイナンバーカードを利用して行っていただきます。ご来署の際は、源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類のほか、お持ちの方はスマホとマイナンバーカードをご用意ください。

●問合せ先
津島税務署
☎2612161

※電話は自動音声により案内していますので、音声案内に従い「2」を選択してください。

